

	指摘事項	対応措置
市民生活部		
環境課	公衆電話通話料について、弘前市会計規則第38条第3項の規定による現金領収日計表及び現金取扱日計簿を作成していなかった。	認識不足により簿冊を作成せず、雑入管理表の決裁により管理していたものであります。認識を改め、令和3年4月取扱分より作成しました。
	業務委託等の契約事務について、弘前市契約規則等に基づく一連の事務をしていないものが多数みられた。	弘前市契約規則等を再確認し、関係職員全員で指摘事項を確認するとともに、改めてマニュアルを確認する勉強会を実施しました。
	令和2年度の収入証紙について、受払簿による管理が適正でなかった。	収入印紙受払簿への記載を失念していたものであり、改めて決裁を受けました。今後は、払い出し決裁の際同時に受払簿を付け決裁することにより、再発防止に努め適正処理を図ります。

	指摘事項	対応措置
相馬総合支所		
総務課	令和元年度御所温泉浴室等薬品清浄業務について、弘前市契約規則第41条の規定による検査調書を作成していなかった。	今後は、確実に検査調書を作成するために、主担当職員及び副担当職員で確認します。
	令和2年度の公印使用簿について、押印漏れが多数あった。	今後は、弘前市公印規則第10条規定の手順に従い、決裁後に公印使用簿へ課長からの確認・押印を得て、公印保管責任者又は公印保管取扱者より確認・押印を得ることを課内で徹底します。
民生課	公金外現金の通帳及び通帳印について、管理が適正でなかった。	公金外現金取扱マニュアルを定め、通帳と印鑑の管理者を分離する管理体制で運用しております。

	指摘事項	対応措置
岩木総合支所		
総務課	令和2年度岩木庁舎清掃等業務、令和2年度岩木庁舎エレベーター設備保守点検業務及び令和2年度岩木庁舎機械警備業務について、弘前市契約規則第41条の規定による検査調書を作成していなかった。	ご指摘のあった業務については、日誌や報告書の呈覧決裁により中間検査調書作成を省略できるという誤った認識のもと事務を行っていましたが、令和3年度からは、中間検査調書を作成しております。